

**川西薩地区任意合併協議会  
設立總會會議録**

平成14年10月7日

川西薩地区任意合併協議会

## 川西薩地区任意合併協議会設立總會會議録

開催年月日 平成14年10月7日(月)

開催場所 太陽パレス(川内市)

開 会 午後1時30分

閉 会 午後2時20分

出席者

### ○ 川西薩地区任意合併協議会設立總會出席者

会 長 森 卓 朗

副会長 富 永 茂 穂 黒 瀬 一 郎 原 口 博 文

委 員 岩 切 秀 雄 今別府 哲 矢 福 田 清 宏

上醉尾 巧 下迫田 良 信 野久尾 正 徳

宮 脇 秀 隆 帯 田 博 美 福 元 忠 一

山 本 佐 敏 石 塚 政 揮 上 野 一 誠

寺 師 勉 渡 辺 一 徹 北 迫 茂

今 村 松 男 瀬 尾 和 敬 平 田 陽 一

肥 後 耕 作 塩 田 至 岸 悍

鷺 山 和 平 平 嶺 道 夫 村 尾 幸 生

長 濱 秀 徳 大 良 影 夫 小 倉 義 富

江 口 是 彦 春 田 正 親 町 弘 道

塩 釜 三 郎 中 野 捷 橋 野 利 邦

以上37名

顧 問 高 山 大 作 西中須 浩 一 馬 場 英 俊

### ○ 川西薩地区任意合併協議会設立總會欠席者

委 員 藏 元 欽一郎 尾 崎 嗣 徳 以上2名

### ○ 川西薩地区任意合併協議会事務局

事務局長 田 中 良 二

事務局次長 南 竹 一 敏 川 野 眞 司

事務局員 森 園 一 春 棚 町 健 治 奥 平 幸 己

古 川 英 利 村 岡 斎 哲 井手上 和 洋

橋 口 堅 上須田 敏 秋 平 利 朗

大 毛 昭 徳 田 代 健 一 江 口 洋

久 徳 和 久

## 議事日程

- 1 開 会
- 2 設立準備会会長あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4 仮議長の選出
- 5 議 事
  - 議案第1号 川西薩地区任意合併協議会の設立について
  - 議案第2号 川西薩地区任意合併協議会規約（案）について
  - 議案第3号 川西薩地区任意合併協議会役員を選出について
- 6 協議事項
  - (1) 監査委員の選任について
  - (2) 川西薩地区任意合併協議会会議運営規程（案）について
- 7 閉 会

## ○司会者（南竹一敏事務局次長）

それでは、まもなく開会をさせていただきますが、本日の会は、第1部と第2部に分けて行います。委員の皆様におかれましては、お手元に配布してございます資料のご確認をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから川西薩地区任意合併協議会設立総会を開会させていただきます。開会に先立ちまして、川西薩地区任意合併協議会設立準備会の会長でございます、川内市の森卓朗市長にご挨拶をお願いいたします。

## ○森卓朗会長

皆さん、こんにちは。深みゆく秋を感じさせる今日この頃でございます。暑さ寒さも彼岸までという言葉があるとおおり、だいぶ朝夕涼しくなってきました。地方においては稲刈りも盛んでございますし、また、運動会等のスポーツの秋でもあり、各地域で賑やかに開催されているところでございます。

ところで、本日、川西薩地区任意合併協議会設立の会議を開催いたしましたところ、2市4町4村の市町村長並びに議長をはじめとする各委員の皆様には、大変ご多用中にも拘わりませず、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございました。ここに川西薩地区任意合併協議会の設立の総会が開催できますことは、誠にご同慶に絶えない次第であります。

特に今日は、鹿児島県の高山地方課長さんをはじめ、川内総務事務所の馬場所長さん等ご来賓としてお迎えし、今日の会議で大所高所からご助言等をいただきますことは、誠にありがたく、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、県におかれましては、事務局の職員の派遣をはじめ、これまでいろいろな合併に対する研修会、あるいはいろいろな問題で協議を快くお受けいただきまして、ご指導いただきましたことに対しましても、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

皆様もご承知のとおり、今日に至るまでは、構成市町村の2市4町4村と何回となく会議を重ね、さらには地域の将来像等に関する調査や研究、行政データの比較等を行いながら、広域での枠組みについて、いろいろと研究、調整、協議を重ねてきたところであります。

そのような中、去る8月16日、任意合併協議会の設立に参加を希望する市町村、2市3町4村の首長さん方がお集まりをいただき、合併に向けた取り組みを行っていくことが確認をなされ、本日の設立総会の運びとなったところであります。

なお、今まで共に勉強してまいりました市来町が、川西薩地区の枠組みから辞退をされたことに対しましては、それぞれの地域の事情もあろうかと存じ、これを了承したところであります。

また、去る9月10日には、祁答院町から川西薩地区の枠組みに参加したいとの申し出があり、9月30日に開催されました首長議長懇談会での協議の結果、祁答院町の参加も了承したところであります。

これからは、川西薩地区任意合併協議会で、2市4町4村の皆様と共に力を合わせ、心を合わせて、一生懸命、これから新市の将来構想に関わる諸調査、アンケート調査を含めまして、事務事業の現況調査等も行いながら、法定協議会の設立に向けた諸協議をやってまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、多彩な地域の個性を活かした、魅力ある、素晴らしい地方の拠点都市が誕生するように、これから皆様と共に知恵を出し合い、汗をかきながら、目標に向かって頑張っていこうではありませんか。

今日は、構成市町村のいろんな諸問題につきまして、これからご審議をいただき、そして、いい結論が出ていきますように、心から願う次第であります。

最後になりますが、各市町村の益々のご繁栄とご発展を心から祈念申し上げまして、準備会の会長としてのご挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いたします。

#### ○司会者（南竹一敏事務局次長）

それでは、ここでご祝辞を賜りたいと存じます。

鹿児島県総務部地方課長でございます、高山大作様にご祝辞をお願いいたします。よろしくお願いたします。

#### ○高山大作鹿児島県総務部地方課長

地方課長の高山でございます。本日は、川西薩地区任意合併協議会の設立総会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、かねてから市町村行政の推進に、日夜ご努力をいただいておりますことに対しまして、心より感謝を申し上げます。

さて、川西薩地区におかれましては、昨年度実施されました地域の将来像等に関する調査研究に引き続き、今年4月には、2市4町4村で構成いたします合併問題研究会を設置され、行財政シミュレーションや行政データ比較表の作成、先進事例の調査など、積極的な取り組みを展開され、本日、任意合併協議会設立の運びとなりましたことは、誠に喜びに絶えないところでございます。皆様方のこれまでのご努力に対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

川西薩地区任意合併協議会は、甕島4村を含めました協議会でございます。離島と一緒に、本県では初めての、また全国では例も見ないケースでございます。県内のみならず、全国レベルでも注目され、大きなモデル地区になろうかと考えているところ

でございます。今後とも法定の合併協議会設置に向けまして、さらなるご尽力をご期待申し上げます。

県内の市町村合併の動向につきましては、本日現在、5地区の任意合併協議会と、14の研究会が設置されました。それぞれの地域におきまして、合併に向けた積極的な取り組みが行われているところでございます。県といたしましては、特例法の期限が平成17年3月までとなっておりますことから、本年度は極めて重要な年であると認識しております。先般、人的支援、財政支援、また事業支援を内容といたします合併支援プランも策定し、地域における合併の取り組みに対して、積極的に支援していくこととしているところでございます。

本日は、所期の目的が達成されまして、川西薩地区任意合併協議会の今後の運営に対しまして、皆様方の充分なご協議がなされ、今後、合併へ向けての第一歩となることを心より祈念をいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○司会者（南竹一敏事務局次長）

どうもありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、議長を設立準備会会長でございます、森川内市長にお願いし、議事を進めさせていただきたいと存じます。森市長、よろしくお願ひいたします。

#### ○森卓朗会長

しばらく座長を務めさせていただきます。皆様方の建設的なご意見を賜りたいと存じます。着席のまま、議事を進行させていただきます。

協議に入ります前に、ご報告を申し上げます。本日の傍聴者は1名であります。報道関係者が9社、この会議場にご入席でございます。ご報告を終わります。

では早速、議事に入ります。

議案第1号、川西薩地区任意合併協議会の設立についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

#### ○田中良二事務局長

それでは、議案の説明を行います。本日の議案等の説明につきましては、設立準備会の事務局員、16名おりますけれども、班長以上が対応いたしますので、よろしくお願ひします。

私は、準備会の事務局長、所属は川内市の市町村合併対策課長の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号に入りますが、第1部の資料の4ページをお願いいたします。ページは下のほうに書いてございますので、議案第1号から入ります。

#### 議案第1号、川西薩地区任意合併協議会の設立について

平成14年8月16日、任意合併協議会へ参加を希望する川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村（2市3町4村）の市町村長が参集し、10月初旬に任意合併協議会を設立することを申し合わせ、同日付けで任意合併協議会設立準備会を設置した。

設立準備会では、合併担当部課長会、助役会等の会議を重ね、任意合併協議会の名称、設立時期、委員構成、組織体制、規約、予算等の設立に関する基本的事項について調整を進めてきた。

このような中、9月10日、祁答院町長から任意合併協議会設立準備会会長へ協議会準備会への参加の申入れがあり、9月30日、2市3町4村の市町村長並びに議長が参集した懇談会において協議の結果、祁答院町の加入が認められた。

任意合併協議会設立準備会事務局においては、2市3町4村で調整してきた内容を祁答院町が加わった2市4町4村に修正し、設立準備が整ったことから、ここに川西薩地区任意合併協議会を設立する。

平成14年10月7日提出

提出者は、川西薩地区任意合併協議会設立準備会、会長、川内市長・森卓朗、副会長、串木野市長・富永茂穂、副会長、樋脇町長・黒瀬一郎、三者の共同提案でございます。

それから、次の5ページに、これまでの経緯の概要がございますので、ポイントだけをご説明いたします。

5ページの左上、平成13年2月、市町村合併に関する情報交換会ということで、右の内容にございますように、2市8町4村の助役、主管部・課長等で情報交換会が発足しました。その間、11月までに3回開催いたしました。

本年、平成14年3月26日、2市4町4村の首長会議がございまして、右にございますように、課長級等の合併問題勉強会の設置の指示が出ました。この4町の中には、下の構成市町村にございますように、市来町を含む4町でございます。この勉強会につきまして、4月11日から7月にかけて、各助役級も入った勉強会を精力的に続けてまいりました。

7月29日、第7回勉強会におきまして、市町村長さんご参集の下に、勉強会の最終報告書を提出しております。

それから、8月16日、会長のご挨拶にもございましたように、仮称川西薩地区任意合併協議会設立準備会が発足しております。この段階で、市来町がこの地区に不参加ということで、2市3町4村の準備会でございます。その後、第1回総会に向けまして、8月、9月、精力的な準備を続けてまいりました。9月10日、祁答院町長からの文書申入れは

説明のとおりでございます。

それから、この総会につきましては9月26日、準備助役会を開催し、本日の設立総会、第1回協議会の内容を検討しております。

9月30日の首長・議長懇談会につきましては、祁答院町の加入承認ということで、ご報告のとおりでございます。

以上を持ちまして、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございました。

では、これから質疑に入ります。議案第1号につきまして、何かご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声)

特別にご意見もないようでございます。お諮りします。議案第1号につきましては、事務局提案のとおり承認することよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。議案第1号につきましては、提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では、引き続きまして、議案第2号、川西薩地区任意合併協議会規約案についてを議題に供します。事務局の提案の説明をお願いします。

#### ○田中良二事務局長

それでは、引き続きまして、資料の6ページ、議案第2号、川西薩地区任意合併協議会の規約案について、ご説明いたします。

本日付けの提出で、提案者は、設立準備会正副会長3名の共同提案でございます。内容の説明に入ります。7ページをお願いいたします。

規約案の7ページでございますが、第1条が設置規定でございます、今ほどご承認いただきました、2市4町4村からなります協議会の設置規定でございます。

第2条が、協議事項でございます、1号が、合併問題にかかわります調査研究、2号が、新市まちづくり計画の策定方針、3号が、法定合併協議会設置に関する事項ということで、この任意協議会の性格は、法定協議会の準備組織的な性格を持っております。これは勉強会での成果集約と同様のことでございます。

それから、4号にございますように、合併に関します基本的な事項の協議も行います。これにつきましては、後ほどの提案事項としまして、基本4項目につきましての申し合わせ事項の提案の説明を行います。

それから、第3条の組織でございますが、この協議会の委員としましては、1号にござ



いますように、関係市町村の首長、それから助役さん方、それから議会の方からは、議長さんと議長さんが指名された者ということで、1市町村4名の10市町村でございますので、40人委員会でございます。

2項にございますように、協議会の顧問といたしましては、別表の規定で、ご面倒ですが8ページの下の方をお願いいたします。本日、来賓としてお願いしております、県の地方課長、市町村合併推進室長、県の川内総務事務局長、このお三方を顧問としてお願いしております。

それから、前のページに戻りまして、7ページ、第4条の役員でございますが、これにつきましては、会長1名、副会長3名ということで、議案の第3号で具体的な人事は協議させていただきます。

第5条が、役員の職務でございますが、会長は協議会を代表、会務の総理でございます。それから、副会長は会長の補佐と、会長に事故ある時には、そのうちのあらかじめ指名された者がその職務代理となっております。

第6条の会議でございますが、会議は会長が必要に応じて招集いたします。2項にございますように、本協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないという規定でございます。

第3項で、会長が会議の議長を務めることにしております。

第7条が、関係職員の出席でございますが、これにつきましては、関係市町村又は県の職員につきまして、会議に出席させ、説明を求めることができます。

8ページをお願いいたします。

第8条が、市町村長調整会ということで、会議に付議する事項のうち特に会長が必要と認めるということで、先進例を参考にしながら、市町村長の調整会を設置いたしました。設置案でございます。

第9条が、幹事会及び専門部会ということでございまして、協議会の提案事項につきましては、幹事会を置くということで、助役会議でございます。

それから、第2項にございますように、この幹事会の下に専門部会、各市町村の部課長級からなります専門部会を置くことができます。

第10条が、事務局でございまして、2項にございますように、事務局につきましては、会長の属する市町村に置く。それから、第3項にございますように、事務に従事する職員は、市町村長の協議して定めたものということで、事務従事につきまして、協議書を取り交わすことにしております。

第11条が、経費の負担でございまして、この経費につきましては、関係市町村の負担金及びその他収入をもって充てます。第2項にございますが、経費の負担につきましては、原則として均等負担でございますけれども、必要に応じまして世帯割によることができます。3項が、会計年度につきましては、地方公共団体の会計年度ということで、原則的な

取り扱いでございます。

それから、第 12 条が、監査でございまして、これは後ほど協議事項でも提出いたしませんけれども、会長、副会長の属する関係市町村以外の関係市町村の中から 2 名ということで、会長が選任し、委嘱することとしております。

それから、第 13 条は、補則でございまして、附則といたしましては、この規約は 14 年 10 月 7 日、本日から施行したいという規定でございます。

それから、9 ページをご覧ください。ただいま、文章で組織の規定を申し上げましたが、改めて 9 ページの組織図で確認いたします。

左の上が、任意合併協議会ということで、本日の会議が、この左上の箱でございます。先ほど申し上げましたように、首長、助役、議長、副議長さん方、40 名委員会で、県の顧問が 3 名でございます。

その下部に、幹事会ということで、括弧書きにございますように、構成市町村の 10 名の助役さんほか、31 名の幹事会員でございます。なお、オブザーバーとしましては、県の方から 2 名をお願いしております。

それから、幹事会の下に調査研究プロジェクトチームということでございまして、この構成は、横断的な分野の調査研究で、下の※にございますが、関係分科会とございますが、分かりやすく言いますと、係長級からの選抜チームでございます。

内容的には 3 つございまして、新市まちづくりに関すること、財政計画に関すること、それから特質すべきは、コミュニティ政策調査研究ということで、この地域の特色のあるプロジェクトとして位置づけております。

それから、幹事会の下に専門部会ということでございまして、この専門部会は、下にございますように、専門的な協議と調整を行います。括弧書きにございますように、構成市町村及び一部事務組合の全ての部課長がこれに所属いたします。

なお、この 2 市 4 町 4 村内には、事務局のある一部事務組合が 8 組合ございまして、この一部事務組合の課長級とも、この専門部会に入って協議をいたします。

それから、自治体合併と一部組合の再編は連動しておりますので、この中で地域住民のサービスを下げないという観点で、この一部事務組合の職員も専門部会で協議を行います。

それから、この 9 部会を設けてございますが、通常言われます 4,000 項目の一元化を、この 9 部会で行うこととしております。黒丸の三つ目に、各部会に事務局を置くとなっておりますが、構成市町村で分担ということで、具体的に申し上げますと、総務部会が串木野市、住民健康福祉部会が串木野市、教育部会が入来町、企画財政部会が川内市、建設部会が川内市、議会事務局部会が樋脇町、産業経済部会が東郷町、上下水道部会が串木野市、最後の電算情報部会が川内市ということで、各役場の関係の部課長がこの部会長を務めております。

それから、やり方といたしましては、10 市町村の構成でございまして、例えば、総務部

会でもございましたら、この串木野市の総務部会長職の方が、残りの9市町村に声をかけまして、協議の招集をいたします。当然、残り9市町村の委員の方は出張しまして、随時協議を行うということでございます。

それから、専門部会の下が分科会ということございまして、各専門部会ごとに複数置きます。これが実際の作業チームでございまして、括弧書きにございますように、市町村及び一部事務組合の補佐・係長、主管担当者が構成員となっております。

それから、この合併の一元化のやり方といたしましては、実際は、専門部会、分科会の協議がスタートでございまして、いろんな書類はボトムアップ式に、分科会、専門部会に上がっていきます。専門部会で協議が済んだものが、助役、幹事会に上がっていきまして総会準備をし、それから決める会議でございます、この大きな任意合併協議会は、最終的なスケジュールの中で出てまいります。

それから、右上のほうに、鹿児島県の支援本部ということで、本課のほうに支援本部がございまして、この括弧書きにございますように、及び地域支援本部につきましては、川内総務事務所長さんが、この本部長ということになっております。

それから、事務局のほうにつきましては、先ほど申し上げましたように、2市4町4村から15名、県から1名ということで、16名体制でスタートしております。中身的には、協議会、幹事会組織の事務と合併協議の4項目の調整をいたします。

以上が、規約案を組織図に置き換えた説明でございます。よろしく願いいたします。説明を終わります。

#### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第2号、川西薩地区任意合併協議会の規約案について、提案のご説明を申し上げました。これから質疑に入ります。何かご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。ありませんか。

座長のほうからちょっと言うのは何だろうけれども、第12条に、監査の関係をうたっているんだけど、この組織図案のほうには、この監査のところは何も出てこないんだけど、これは事務を推進するための組織図であって、監査はいわゆる第三者のあれだということではあるのか、それとも協議会の中に監査を置くとなっている。そこらあたりの関連はどうですか、説明して下さい。

#### ○田中良二事務局長

基本的なところで、この監査を委員の中から互選としなかったのは、今様でございますけど、外部監査的な意味合いでお願いしたいなということで、後ほどまた監査の協議で説明しようと思っておりました。

それから、監査の表示につきましては、また、今、会長の指示もございましたので、分かりやすくするためには、一覧表の中に取り込んでいきたいと思っております。

**○森卓朗会長**

ということであります。他にご意見はございませんか。

(「なし」の声)

ないようでございますので、お諮りします。議案第2号、川西薩地区任意合併協議会規約案につきましては、提案のとおり承認することよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では、引き続きまして、議案第3号、川西薩地区任意合併協議会役員を選出についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

**○田中良二事務局長**

それでは、資料の10ページでございます。

議案第3号、川西薩地区任意合併協議会の役員を選出についてでございます。

この提案理由といたしましては、今ほどご承認いただきました、規約第4条の規定によりまして、役員を選出する必要がございます。参考で表示してございますが、規約の第4条に、協議会に次の役員を置く。1項が、会長が1名、副会長が3名、第2項の規定で、会長は委員の互選、副会長は会長以外の委員の中から互選により選出するというふうになっております。

以上で説明いたします。お願いいたします。

**○森卓朗会長**

ただいま、議案第3号の役員の関係の議題を説明申し上げました。これから、選出していただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「事務局案」の声)

事務局案というご意見がありますが、他にございませんか。

はい、入来町長さん。

**○入来町長**

会長と2人の副会長さんにつきましては、準備会のそれぞれが、そのままおなりになっていただくという案を含めてどうでしょうかと思いますが。

**○森卓朗会長**

今、入来町長さんのほうから、会長1名、副会長2名については、準備会のほうからということで、ご意見が出ております。他にございませんか。あと1人、枠を作っておるわけですが。

はい、どうぞ入来町長さん。

**○入来町長**

1人で決めることもなんですが、もう一方につきまして、もし事務局で何か案があれば、ご提案をしていただけたらと思います。

**○森卓朗会長**

はい、ありがとうございます。

事務局案が可ということではありますが、では、事務局案がありましたら、説明して下さい。

**○田中良二事務局長**

それでは、これまで9月6日、準備部課長会、それから9月26日、助役会まで議論してまいりまして、これまでの8月16日からの経緯を踏まえまして、正副会長同時でよろしいですか。

それでは、この協議会の役員案としまして、事務局案を説明いたします。

まず、会長といたしましては、川内市の森卓朗市長、副会長としましては、串木野市の富永市長、副会長といたしまして、樋脇町の黒瀬町長。それから、これまでの議論で、議会からの代表もという意見もありまして、事務局の素案といたしましては、川内市議会の原口博文議長を3人目の副会長候補として、提案申し上げます。よろしくをお願いします。

**○森卓朗会長**

はい、ありがとうございます。

今、事務局のほうからお聞きになりましたとおりの案が提案されましたが、何かご意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますが、では、お諮りします。会長には川内市長、森卓朗、副会長には串木野市長、富永茂穂さん、それから同じく副会長には樋脇町長さんの黒瀬一郎さん、そして、同じく副会長には川内市議会議長の原口博文さんということで、決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

はい、ありがとうございました。事務局の案どおり、決定をさせていただきました。ありがとうございました。

**○司会者（南竹一敏事務局次長）**

それでは、ここで会長、副会長が決まりましたので、会長はもういらっしゃいますので、副会長の方々は、どうぞ前の席の方に行っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、今、会長、副会長さんが、前のほうに座られたわけでございますけれども、挨拶につきましては、第2部の方で行っていただきたいと思います。それでは、議事の方、よろしく願いいたします。

**○森卓朗会長**

では早速、協議事項に入ります。

まず第1番目に、監査委員の選任についてを議題に供します。事務局の提案の説明をお願いします。

**○田中良二事務局長**

それでは、資料の11ページをお願いいたします。協議事項の1番目でございます。

これにつきましては、監査委員の選任ということでございます。この規約第12条によりまして、会長が選任し、委嘱する監査委員につきまして、次のとおり、協議をお願いいたします。

第12条の規定にございますように、協議会の監査は、会長、副会長の属する関係市町村以外の関係市町村の監査委員の中から2名、会長が選任し、委嘱するものとなっております。

会長の選任事項でございますけれども、素案といたしまして協議をするものでございます。よろしく願いします。

**○森卓朗会長**

はい、ただいま説明申し上げましたとおり、会長の選任事項であります。皆様方のご意見を拝聴して、決めてまいりたいと思っております。どなたか、ご推薦、ご意見ございませんでしょうか。

はい、入来町長さん。

**○入来町長**

これにつきましても、事務局の方で何か素案がございましたら、ご提案をしていただい

たらしと思うところがございます。

#### ○森卓朗会長

はい、ただいま事務局案があったらというご意見でございますが、では事務局の方で考え方を説明して下さい。

#### ○田中良二事務局長

これまでの助役会までも、いろいろ素案を検討してまいりまして、ただいま役員の承認がありましたように、川内市、串木野市、樋脇町以外の関係市町村の監査委員の中から選任ということで、ただいまから素案を配らせていただきます。

それでは、記名入りの書類は、ただいま事務局員が配りますが、各関係市町村の代表監査員の中から素案ということで、入来町の里平盛人代表監査委員、それからもう一方が、東郷町の中村昌弘代表監査委員を推薦いたします。よろしく願いいたします。

#### ○森卓朗会長

今、プリントをお配りしておりますので、しばらくお待ち下さい。

ただいま、プリントをご配布申し上げましたとおり、事務局案といたしましては、入来町の代表監査委員、里平盛人さん、それから東郷町の代表監査委員、中村昌弘さんをご推薦申し上げたいということで、ご提案申し上げました。皆様方のご意見を賜りたいと存じます。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますが、では、協議事項の1、監査委員の選任につきましては、ただいま、お手元に配布いたしました、お二方に決定することよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

異議なしということでございますので、お二方に決定をさせていただきました。ありがとうございました。

次に、協議事項の2番目でございますが、川西薩地区任意合併協議会会議運営規程(案)についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

#### ○田中良二事務局長

それでは、12ページをお願いいたします。協議事項の2番目でございますけれども、この協議会の会議の運営規程の案につきまして、協議いたします。なお、規約の第6条でございますが、6条の第4項、12ページの一番下のところに線を引いてございますけれども、会議の議事その他会議運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるということで、専決事

項的になっておりますけれども、素案を提示して、皆様と協議するものでございます。

13 ページをお願いいたします。13 ページから、この会議の運営規程の案の説明を行います。

第1条が、この設置の趣旨でございまして、会議の運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条が、基本方針でございまして、会議は、原則として公開するというところでございます。2項にございますように、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めること。3項にございますように、会議は、計画的に開催するものとする。

それから、第3条が、会議の定例開催でございしますが、これも原則論でございすけれども、原則として、毎月第2木曜日、午後1時30分からという規定でございしますが、非常にトップ会談で、広域日程、議会日程等がございしますので、この日時を参考にしながら、大きく調整させていただきます。なお、後ほども説明いたしますけれども、月2回の総会ということも出てまいります。

それから、第4条が、会議の開閉等でございまして、会議の開閉は、会長が宣告いたします。2項にございますように、委員は議長の許可を得た後、発言するものと規定しております。なお、やや事務的でございすけど、議事録の作成の関係もございすので、委員のお名前を申し上げられてから発言ということで、この後、取り扱っていきたいと思います。それから、第3項が、議長が必要と認める時には、委員以外の者に会議への出席を求めることができます。

それから、第5条が、表決でございすけれども、この会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則といたします。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するというところでございます。なお、この会議の成立自体が委員の半数以上でございすので、その出席しました会員の3分の2以上の賛成ということで決してまいります。それから、2項が、議長が表決を採ろうとするときには、問題を可とする者の挙手を求めて決めていきます。

第6条が、事前提案の原則でございまして、協議事項につきましては、前の会議において事前提案をし、説明を行うものとする。これも持ち帰り論でございまして、次の総会までに各市町村の内部会議、あるいは議会等の審議を経て、次の総会で各市町村の意見を発表してもらうという手順になります。

それから、第7条が、会議録の調製等でございまして、(1)からございすように、会議の日時及び場所、出席者、欠席者の氏名、会議事項、会議の経過（議事の要旨）等、議事録を作成いたします。それから、2項にございすように、会議録には、会議資料を添付いたします。3項にございすように、議長は、作成した会議録に記名押印し、これを保管いたします。4項にございすように、会議録は、議長が記名押印した日をもって確定いたします。



開けていただきまして、14 ページでございます。

14 ページが、第8条、会議録の公開でございます、原則として公開でございます。

それから、第9条、傍聴規定でございますが、会議は傍聴することができるということでございますが、2段目でございますように、公正でかつ円滑な運営に著しい支障が生じると認める場合は、会議を公開しないことができます。それから、2項でございますように、会議を非公開とする場合におきましては、あらかじめ議長が会議に諮り決定するものでございます。3項でございますように、傍聴人は、会議を公開しない決定があった場合は、速やかに退場しなければなりません。4項でございますように、会議が公開された場合には、傍聴人には当該会議の会議資料を提供いたします。

それから、第10条が、傍聴人の定員でございます、傍聴人の規定といたしましては、一般傍聴人及び報道関係者といたします。一般傍聴人の定員は30名で、一応の目安を作っております。

第11条が、傍聴の手続きでございます、傍聴しようとする者は、傍聴届を提出いたします。そして、事務局のほうから傍聴証を交付いたします。それから、第2項でございますように、傍聴者が非常に多い場合は、くじ引きにより、一般傍聴人を決定いたします。

第12条が、傍聴証の返還。

第13条が、傍聴席に入ることのできない者ということで、先進例とか、各市町村の議会規定を参考にして、ここに規定しております。1号でございますように、他人に危害を加え、迷惑を及ぼすおそれのある者云々、2号以下もそのような規定でございます。

次のページ、15 ページをお願いいたします。

第14条が、傍聴人の守るべき事項ということでございまして、1号でございますように、会議での発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。2号でございますように、私語、談笑等、3号以下も同様の規定でございます。

第15条が、写真、映画類の撮影及び録音等の制限でございます。

第16条が、職員の指示ということで、傍聴人は、職員の指示に従っていただきます。

第17条が、違反に対する措置でございます、傍聴人がこの規定に違反するときには、議長はこれを制止し、その命令に従わないときには、退場させることができます。

第18条が、規律でございます、一般的な、全ての人が守るべき規律でございます。

それから、第19条が、委任規定。附則といたしまして、この規程は、本日から施行しようとするものでございます。

16 ページをお願いいたします。

16 ページが、11条関係の傍聴関係でございます、16 ページの上のほう、傍聴しようとする方が、傍聴届に、住所、氏名等を書いて提出いたします。

第2号様式は、事務局のほう、傍聴者に対しまして交付する傍聴証のサンプルでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○森卓朗会長**

はい、ありがとうございました。

ただいま、川西薩地区任意合併協議会の会議運営規程（案）について、提案の理由をご説明申し上げました。これから審議に入ります。何かご意見等、ございましたら、どうぞ挙手をして、述べていただきたいと存じます。

はい、今別府委員。

**○今別府委員**

この協議会の開催にあたりましては、大変、住民の関心の高い会議でございますので、場合によってはたくさんの傍聴があることも予想されますけれども、報道関係者と一般傍聴者を含めて 30 名となっておりますけれども、報道関係者を…。あ、一般傍聴が 30 名となっております。

そこで、市町村によっては非常に傍聴者がたくさんかけつける場合も考えられますので、その場合の傍聴のあり方については、内規等を作られて、市町村別に 30 名の枠内で傍聴人を受け付ける、抽選をすることも含めて、検討されていたほうがいいのではないかと、うふうに思いますけれども、そのへんは出席者の委員の皆さん方のご意見をお聞きして、決めていただければというふうに思います。

**○森卓朗会長**

ただいま、今別府委員の方から、傍聴者、一般傍聴人の 30 名については、人数が少ないのではないかと、というご意見も含めてですか、それではなくて、30 人の中で枠を決めて、内規を決めて、内規の中で、どこの団体から何名とか、多い場合は、そういうふうなことを決めておけということですね。30 名を増やせとか、少ないとかということではないんですね。事務局の考え方はありますか。

**○田中良二事務局長**

今、具体的にパーセンテージということではございませんけれども、総勢が 30 名を越すことを想定して、その枠についてはちょっと、議会の取り扱いやら参考にしながら、検討させて下さい。

**○森卓朗会長**

では、細則については、内規でしっかりと決めて、当日、混乱のないようにしてまいりたいと存じますので、その案につきましては、また、事務局のほうにお任せをいただきました。

いと存じます。他にございませんか。

特にご意見もないようでございます。お諮りします。川西薩地区任意合併協議会会議運営規程（案）につきましては、提案のとおり了承することで、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございます。

これで一応、協議事項は終わりました。では、事務局の方をお願いします。

#### ○司会者（南竹一敏事務局次長）

ただいま、議事協議が終わったところでございます。以上を持ちまして、第1部の川西薩地区任意合併協議会設立総会を終了させていただきたいと存じます。

この後、第2部のほうで、第1回協議会を始めさせていただきますが、準備の都合がございますので、10分ほど休憩をさせていただきます。2時30分から第2部を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

川西薩地区任意合併協議会会長